

幕末期における商人米の市場構造について

—盛岡城下町方米穀商人高田家の農民米の購入を中心として—

藤 原 隆 男

A Structure of Merchant Rice Markets at the End of the Edo Period

TAKAO FUJIWARA

I は し が き

〔一〕 近世後期における封建農民の自らの手による米穀の商品化の具体的な展開とその流通過程を解明することは水田地帯での農民経済の発展の様相を理解するうえにおいても、またいわゆる地主制の生成と展開の経済的基礎を解明するためにも、重要な意義をもっていると考えられる。従来から指摘されているように、米以外の商品作物のないといわれてきた東北地方の水田地帯での地主制の生成と展開は商人・高利貸資本をその基盤としていたとみられている。しかるに、この地帯においても、農民の手による米穀の商品化とその流通が現実には広範に展開している状況を見ると、この農民米の商品化とその流通の問題をとりあげて、これを地主の生成と展開の基礎として再検討する意味はあるであろう。このばあい、米穀は綿作や菜種作と同じように、商品作物であるということはいうまでもないことである。

周知のように、江戸時代における農民の米の商品化の問題は、幕藩体制下にあっては最大の商品ではあったがそれが領主に貢租として收取されてしまうから年貢余剰として農民の手もとに商品化する米穀は残りえないと把握されることが一般的であったために、農民米の商品化の問題を積極的には考えなかったといつてよいのである。こうした考え方に対する疑問は地主制史研究の側面から大石慎三郎氏によって提起されたことは周知のとおりである。大石氏は、領主の17世紀以降の生産物地代の收取の原則とみられている「百姓共をは死ぬ様に生ぬ様にと合点いたして収納申付る様」という年貢收取の原則は、「あくまで領主側の希望の原則であつて、この原則が貫徹されたと考えるのは早断といわねばならない。近世中期以降においては特にその事が云える。」¹⁾といわれ、信州佐久における農民的米穀市場について分析されたのである。その後、米穀を商品生産であるとみなすべきであることが主張され、このような視角から、米の商品化の問題が中井信彦²⁾氏や八木哲浩³⁾氏などによって検討された。とくに八木氏は西摂地方の分析において、18世紀の末期のこの地方では中農層をも含む農民層が米穀の商品化を実現しており、しかもそれが菜種作の発展に対応して、その基礎として実現していることをあきらかにした。しかし、そのばあい、米の商品化を実現している農民層の具体的な指摘

1) 大石慎三郎「地主制形成期における農民的米穀市場について」(『一橋論叢』第38巻・第4号, 1957年) 70頁。

2) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(1961年, 塙書房)。

3) 矢木哲浩『近世の商品流通』(1962年, 塙書房)。

において、主として農民資料の制約のうえから、その若干の事例に限定されざるをえないという状況があったことは否定しえない。それは、記録の保存されている農民層は地主層であるばかりが多いからである。したがって、一般農民層の広範な米穀市場への参加と米穀の商品化の様相の解明はいぜんとして不十分な状況にあるといえる。とくに米穀の商品化の状況を中農層あるいは小作人層をも含む農民の個別資料から解明することは困難であるといわねばならない。

〔二〕 こうした制約を克服するひとつの方法として、直接生産者農民と直接に取引関係を結ぶ農村米穀商人あるいは都市・町方の商人の取引の状況の分析をとおして、そこに参加している農民層を把握することは可能である。すなわち、農民の米の商品化は、多くのばあい、商人に販売されている事実をみるとき、農民諸階層からの米穀の購入者としての、したがってまた、農民米の流通担当者としての、米穀商人の直接生産者との間でとり結ぶ市場構造を分析することによって米の商品化を実現している農民諸階層を把握することができるであろう。

この小論はまず米穀の商品化を実現している農民諸階層を把握する方法として、以上のべた理由から、盛岡城下の町方米穀商人高田家の個別事例的分析を試みたものである。とくに、高田家をめぐる米穀の市場構造の側面から、すなわち高田家の農民米の購入の側面に限定して、農民の米穀の商品化の状況についての若干の分析を試みたものである。このばあい、高田家への米穀の商品化を実現している農民層の分析をとおして、その階層構造と、その農民経済の発展の様相についての一応の見透しをうることに、ひとつの力点がおかれている。したがって、水田地帯における地主制の生成と展開の基礎としての、農民の米の商品化とその流通を考えるうえでの準備的な作業の一部にすぎないものであることをあらかじめおことわりしておきたい。なお、諸先学の所論に対する理解のいたらない点は、おわびを申しあげ、御教示をお願いする次第である。

II 年貢余剰米の形成と農民米の商品化

〔一〕 以上に示したような問題意識のもとに、本稿の叙述をおこなうにあたって、現実に年貢余剰米が封建農民の手もとに形成されており、それが農民米として市場で商品化されているといわれるとき、次項の分析の前提として、まずその具体的なあり方を知ることからはじめたいと思う。この問題を考えるばあいに、「近世後期農業に於ける農産物の商品としての生産の最も著しい特徴は、最大量の消費をもち、最少量の生産のある米については展開しなかったことであろう。米は零細農業によって貢租として生産せられ、集められて、領主の手によって商品化するものが大部分を占めていた。」¹⁾とみる見解、つまり米穀は領主によって貢租として収取されるために、農民の手もとに余剰米が形成されることはなく、したがって米穀を農民は商品化しえなかった、といわれる解見にたいする批判として、問題が提起されたことであった。この批判的視角から、領主が貢租として全剰余労働部分を収取していたかどうか、まずこの点の解明が要請されたわけである。そこで、江戸時代後期において年貢余剰米が領主の貢租収取をこえて形成され、また農民米の商品化が実際に展開したことを解明する方法として、幕府および諸藩の法令の内容の検討から、分析をはじめたのである。それは、農民が領主にた

1) 古島敏雄『近世における商業的農業の展開』（1950年、日本評論社）26頁。

いして年貢を上納する以前において、勝手に米穀の売買を禁止している法令についての検討であって、こうした禁止令が発せられていることは、そもそも農民が米穀を商品化している事実を示すものとみられるし、したがって、その背影となる年貢余剰米が農民の手もとに形成されていたひとつの証左にはかならない、というものであった。すでにのべたように以上の視角から、年貢余剰米の形成とその商品化の事実を指摘した先駆的業績は大石慎三郎氏であった。その後、中井信彦氏や失木哲浩氏らによってもこのような内容をもった幕府および諸藩における禁止令の若干の事例が確認されている。すなわち、幕府は寛文6年(1666)、加賀藩は天和2年(1616)、松江藩は元禄元年(1688)、岡山藩は明和5年(1768)、尾州藩は寛文元年(1661)、尼崎藩は慶安5年(1651)以降たびたび発布されており、伊勢津領では天和3年(1617)に、福岡藩では明和3年(1766)に罰金刑に処する旨の布告がだされていることが知られた。このような禁止令の布告の状況から、西日本ではほぼ17世紀後半には農民米の商品化がおこなわれるにいたったものと考え、さらにその基礎としての年貢余剰米が形成されているものとみなしたわけである。

つぎに検討する東北諸藩、とくに仙台藩および南部藩の事例は、以上のべてきたような禁止令を示すものではないけれども、農民米が商品化されている状況を伝えるものとして注視してよいであろう。仙台藩では、周知のように藩制初期から農民の作徳米を対象としたいわゆる買米政策がほぼ幕末まで実施されていた。しかし、享保期(1716~1735)になると、藩の買米政策が順調に展開しえなくなったようである。それは、藩財政の窮乏化のなかで、藩は農民から買上げる価格を地元相場よりも低くおさえる傾向にあったから、これをきらった農民は、いわゆる「脱石」行為を広範におこなうようになり、米穀商人に販売するという状況が生じてきたのである。そこで仙台藩は、しばしば脱石取締令を発し、さらに脱石取締役人を浦々に派遣して取締を強化し、現場のとおりおさえをしたり、脱石を発見した農民をもてなすなどの手段を講じたりしている*。

* 仙台藩の脱石(密石ともいった)取締令は、正徳年間、享保17年、寛延年間、寛政4年、文化14年、天保6年に発布されている¹⁾。こうした脱石取締令が発せられていることは、それだけ領主の買米政策を拒否して、農民みずからが有利な価格条件のもとに米を商品化しようという状況のあることを推察するのに充分であるが、土屋喬雄氏は「この買米の結果として、百姓は大体において利益を受けるよりも寧ろ不利益を被ること大であって、……機会にあらば密輸出を企て、如何に法令を敵にしてこれを禁ずるも、これを全然禁遏するを得なかった……」²⁾とのべ、農民の米穀商人あるいは地方米穀市場での米の商品化の必然性を強調している。もっとも、脱石取締令やその取締組織の創設などにみられる享保期の吉宗時代の買米政策は、初期の政宗・忠宗時代のそれと対比してみると、大きな政策転換を意味していたと理解してよいであろう。この間の変化の事情について、平重道氏は「初期買米時代においては、農民は自分の手で自分の米を商品化することができなかった。したがってそれだけ藩の買米に依存する程度も高かったが、享保の中期買米時代においては、商品流通の進展により、農民が自分で米を商品化する事態になっていたから、藩としても買米の目的を達成するには、強制的な手段に訴えざるをえない。」³⁾という事情のあったこと、とりわけ農民の米の商品化への対応として脱石取締令を位置づけている点は、同感である。

1) 野村岩夫『仙台藩農業史研究』(1932年、無一文館)9~20頁。

2) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』(1927年、弘文堂書房)675頁。

3) 近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』(1958年、日本学術振興会)117頁。

仙台藩が買米の対象とした米穀は、農民が貢租を上納した残余（もちろん農民自身の食糧と種子を控除した）の部分、つまり作徳米をその対象としたものであったから、そのかぎりでは年貢余剰米であったとみなしうるものである。しかし、藩の買米政策のもとでの作徳米が、文字どおりの年貢余剰米と考えるには、たとえ買米政策が良政として農民に迎えられた初期においてはもちろんのこと、藩権力による一定の強制がともなっていたことは必然とみられるし、またその米穀は藩専売的性格としてたちあらわれていたかぎりにおいて、それを年貢余剰米の農民的な販売形態とはただちにみなしえないといわざるをえないであろう。さらに、脱石取締令は、なるほど農民が米を商品化していることを意味するものであるとはいえ、やはりこのような事例をもって、ただちに農民米の商品化の事実を論証することにはなりえない。そこで農民が年貢余剰米＝作徳米を自分の意志で米穀商人あるいは市場において販売している事実を示さなければならないであろう。つぎの資料は、その一例である。

一 作徳米三百俵売渡シ申候。但シ拾俵ニ付八切之直段ニて小形金壺分判五百四拾切樋ニ請取申候。右米北小牛田御内御蔵江上納仕相渡し可申候。何時成共其元被仰出次第ニ駄送仕上納可仕候。為其証文如此御座候。以上。

享保三年二月廿六日

中坪町米売主

喜太郎^④

小牛田町口入

庄五郎

小牛田町

平次右衛門殿

同 所

与七郎殿

（傍点引用者）

この事例は、仙北平野の水田地帯の中坪町喜太郎が小牛田町の平治右衛門と与七郎に、作徳米 300 俵を販売したときの証文である。まず、作徳米が商品化されている事実について注視しておかなければならないのであるが、その販売量が 300 俵という大量の販売であることからみて、ただちに売主である喜太郎を直接生産者であると速断することは困難であろう。そこで、買主である平治右衛門（与七郎についてはわからない）についてみると、彼は仙北地方における代表的な産地米穀問屋（門田家）であって、銚子あるいは江戸の米穀問屋と取引をもするほどの活動をしていた²⁾。したがって、彼はしばしば米穀仲買商からも米を集荷していたから、おそらく、中坪町の喜太郎は、周辺の村々に向向いていって農民の作徳米を買い集め、門田家に販売したりもするという性格の商人、つまり産地米穀仲買人であつとみるのが妥当ではあるまいか。地主層とも考えがたいのである。とすれば、こうした米穀仲買人の発生とその存在は、作徳米の一部を商品化している農民の存在を確認しうることを示しているのであって、また実際に販売していたのである。享保期の「脱石」を具体的にうらずける事実について、以上の事例から若干の検討を試みたわけだが、いわゆる「農民的米穀市場」とよばれる在町、ある

1) 宮城県小牛田町門田家文書。

2) くわしくは拙稿「米穀問屋門田家の買米と米穀流通」（『小牛田町史』上巻，1970年）を参照されたい。

いは在町の市日などでも米穀は商品化されていた。やはりこれも仙北平野小牛田町の事例であるが、寛延元年（1748）に、小牛田町組頭共が遠田南方大肝入に対して、米問屋六軒の設立を許可してほしいと訴え出たときの書状に、「当夏中分、在々商人被相留候故ニ御座候哉、少々穀物等も在々付出、市日も相立申様見得申候処、右ニ申上候通、穀物問屋も無御座、勝手勝手之様ニ相見得申候」りとのべている。これは、この年（寛延元年）に在方での商売は禁止されたものとみえ、そのために小牛田町に穀物の販路を求めて農民が集り、市日も開催されているが、何分にも穀物問屋がないので商売は混乱状態にある、とのべているものである。小牛田町は石巻街道に沿った宿場町で、その町割は寛文2年（1662）のことであった。仙台藩家老伊達安芸の城下涌谷町と古川町との中間に位置していたこともあって、物資の交流が多かったとみられる。延享年間（1744～1747）頃から6斉市も開かれていた。さきの書状は、このような背景のもとで、小牛田町に6軒もの穀物問屋の設立を嘆願したものであることをみたととき、そこには相当量の穀物の商品化が現実に展開していたものといえるわけである。

南部藩のばあいも、つぎに例示する資料は、年貢収納以前において、農民の米穀売買を禁止した事例ではないが、農民の米穀の商品化のおこなわれている状況を示唆したものとして注視される。すなわち、享保改革のさいに藩に提出した沖弥市右衛門の改革意見書である『上書』²⁾の中の「御検約小目録」の一節に「下米を以納米とし、上米を以自用」としている農民がいるから、代官はこれを取締るべきであるというのがそれである。沖弥市右衛門の指摘する事実は、具体的ではないので、推定の範囲にとどまらざるをえないのであるけれども、享保期においては下米を貢租として上納し、上米は自用にしているということは、上米を販売にまわしている状況についての指摘と理解されよう。おそらく盛岡以南の水田地帯では、こうした状況が深く進行していたとみられる。たとえば、「御伝馬所花巻遠野往来土沢ニカギリ脇道幾通御座候」といわれた土沢町周辺の農村では、享保11年（1726）にはつぎのようであった³⁾。

近年在々ニ米商人多出候而、在々ニ而米直々相調、其所ヨリダチン馬等ニ而通用仕候故ニ、米町へ入兼不盛御座候。在々ニ而売リ申米ハ遠野、花巻、大迫杯、直段ニ而売買仕ニハ無御座候。土沢町直段ニ而在々ノ米売買仕候。然ハ土沢ニ而ウレ申シ米ニ御座候商人共在々ニ而相調、其ヨリ遠野へ遣シ義勝手能故ニ候へ共、無法経奉存候。……（傍点引用者）

この事例が示すように、土沢町周辺の水田地帯の農村においては、享保期頃から「在々ニ米商人多出」とあって、いわゆる産地米穀商の排出されている状況を知ることができる。そして、これらの農村米穀商人は直接農家の庭先で米穀を土沢町相場で買集め、そこから直接に駄賃付で遠野町へ運搬しているというほどのもので、その取引量は少なからざる量の米が農村で商品化されていたものとみてよいであろう。沖弥市右衛門が「上米を以自用」としている農民の存在の指摘のうちには、このような背景を考えると、米を商品化している農民層のあることを注視してのべたものであることが理解されるわけである。

1) 宮城県小牛田町木村家文書。

2) 沖弥市右衛門『上書』（岩手県立図書館所蔵）。

3) 拙稿「寛政・天保期の農民的商品流通機構の展開と領主の対応」（『季刊社会史研究』第4巻第1号）4頁。

〔二〕 これまでのべてきた事実は、幕領および西日本の諸藩では17世紀の後半期には年貢余剰米の形成がみられ、農民の米穀の商品化が進行していたと理解されているのに対比して、仙台や盛岡などの東北諸藩の水田地帯においては18世紀の中葉期に農民の米穀の商品化の事実を確認しうることであった。したがって、こうした事実は農民が商品化する一定量の年貢余剰米が現実に農民の手もとに形成されているものと把握されうることを、以上のべてきた事実が示唆していると理解されるわけである。しかし、以上のべてきたことから了解されるように、形成されたとみられる年貢余剰米は、一体農民経済のいかなる発展の所産として把握されるのか、つまり大石慎三郎氏のいわれるような必要労働部分であり、その商品化にすぎないという性格として理解されるのか、それとも剰余労働部分として形成され、その商品化が、いわゆる小ブルジョアの発展につらなるような性格のものとして理解することができるのか、この点の解明が重要であると考えられる。この小論は、こうした問題を考えるための見透しをうることを意図しているとはいえ、それはいわば準備的な作業であるといえる。それゆえに、この小論は農民米の流通担当者である米穀商人をとりあげ、米穀商人の農民米の購入の状況の分析をとおして、米の商品化を実現している農民層の広がり、農民経済に果している米の商品化のもつ意義を解明することにひとつの力点がおかれているわけである。そこで、ここでは次項の具体的な分析の手がかりをうるという意味において、年貢余剰米の性格づけについての所論を米の商品化の評価あるいは稲作生産力との関連でとりあげ、以下において若干の検討を加えておきたいのである。

まず、農民の米の商品化の事実は認めるが、その基本的な性格は「窮迫商品化」であり、若干の生産力の高まりがあっても、結局はその上昇分は上層農によって吸収され、上層農の米の商品化としてのみあらわれるにすぎない、といわれる山田龍雄氏の見解についてみよう。

(1) 「農民米の余剰が売買されていることは明らかである。しかしこの場合注意しなければならぬことは、その余剰の出方である。……その余剰は上層農のいわば富農経営の中から積極的に産み出されたものであるか、もしくは一般的高率年貢を前提として、それらの上層農が村役人を兼ねるという共同体的関係から漏れて出る余剰なのであるが、云いかえればそれは共同体規制にもとづく吸着部分なのであるか……厳密な吟味を要すると思われる。……そこに若干の生産力の高まりが見られようとも、その上昇分の多くが直接生産者の手に余剰として残るとはかぎらない。それは明治後期の寄生地主制の確立期における農業生産力の上昇と、その上昇部分がどれだけ直接生産者に帰属したかを考えれば、おのずから明らかになるであろう。」¹⁾ (傍点引用者、以下同じ)

(2) 「一部上層農の余剰米の商品化がおこなわれていたことは、勿論、疑う余地はないが、それをただちに富農経営的な性格のものと受取るとは早計である。……ここではいわゆる農民米の基本的な販売形態は窮迫商品化とみるべきで、従ってその流通は御用米商を通じて遠隔地市場に直結されていたと考えるのである。」²⁾

山田氏は、以上の引用によってうかがい知ることができるように、余剰米の形成は村役人層

1) 山田龍雄「佐賀米流通機構の成立過程」(農業発達史調査会編『主要地帯農業生産力形成』1959年、農業総合研究所) 507頁。

2) 山田龍雄、同前、508頁。

を兼ねるような上層農民の共同体規制にもとづいて吸着されて形成されたものと把握されておられる。その商品化は、したがって上層農(=村落支配者)の吸着部分として実現されたものと考え、かりに一般農民の商品化がみられるばあいがあっても、彼らの米の商品化の基本的性格は窮迫商品化と規定されたのである。したがって、流通の問題についても、農民米の流通は問題になりえず、とくに佐賀藩のばあいは御用米商人を担い手とした遠隔地市場への領主米流通が中心であったと把握されたわけである。そして、山田氏は、生産力の上昇部分をすべて上層農が収取しつくしているものごとくに理解されておられる。

以上のごとき山田氏の所論に対して、大石慎三郎氏のばあいは余剰米の形成は、必要労働分として、最初から農民の手もとに残されていたと把握されておられる。以下において、大石氏の所論についてみよう。

- (1) 「……年貢納入以前は禁止され、納入後は自由に売買を許されていた商品の性格……即ちその商品流通は、いわゆる寄生地主成立の基礎になるような、またはそれ以上に農民の拡大再生産の基礎となるような——<ブルジョア的発展>につらなるような——流通、つまり農民の手もとに剰余労働部分の一部が領主収奪をまぬがれて残った米穀の商品流通であるか、あるいはそうでないそれ以前のものであるか……」¹⁾(傍点引用者、以下同じ)
- (2) 「……封建農民は基本的には自給の体制をとるとはいえ、然もなお売買に無関係ではないのである。むしろこの基本体制を再生産するために売買交換にたよっている側面さえあるのである。鉄・塩などその最たるものであろう。したがって体制的にそうであるが故に、この交換の対貨となるべき部分は剰余労働部分としてでなく、必要労働部分として最初から農民の手もとに残されていると考うべきなのである。」²⁾
- (3) 「私は本論で農民が米を売って、それで農具その他生活諸材を買っている段階を、基本的には領主が全剰余労働部分を収奪しつくしている、従ってその意味で典型的な封建社会の段階とし、この売買を農民の手もとにある必要労働部分を基礎とする封建農民の再生産のためのものと評価した訳である。」³⁾

以上のように、大石氏は年貢余剰米というのは、封建農民の手もとにすでに形成されていたものであるから、その商品化それ自体は何ら封建農民の自給体制をうちやぶるものではなく、まして農具などの生産手段の購入や生産物の農民の手による販売事実、あるいは農村商人の存在という問題は、ブルジョア的発展の問題を意味しないといわれるのである。したがって、封建農民の自給経済体制の再生産とは、あらかじめ商品流通の発展と社会的分業の一定の発展を前提としているのは、鋤や鎌などの生産手段や塩などの生活物資はとうてい自給しえないからであるという。それゆえに、米の商品化はこうした非自給品の購入のためにおこなわれ、そのかぎりでの商品化は必要労働部分の商品化とみなされ、その形成は最初から農民の手中にあった。こうした状況の存在が地主制の基礎であるから、農民経済のブルジョア的発展は問題になりえない、というのである。

こうして大石氏は、米の商品化の問題を、綿作や菜種作と同じ商品作物としてとらえ、そし

1) 大石慎三郎「封建的土地所有の解体過程」(1958年、お茶の水書房)198~199頁。

2) 大石慎三郎、同前、206頁。

3) 大石慎三郎、同前、201頁。

て地主制の生成と展開の基礎としてとらえるというすぐれた問題提起をされたのであった。しかし、綿作や菜種作は剰余労働部分の商品化として、つまり封建制の解体の固有の不定的要素としての商品生産の発展の問題として、これを農民層分解の要因と考え、商品流通と関連させて理解されていたわけである。米の商品化の問題も、大石氏はこのような視角からとりあげうることを示唆したものであったが、このばあい、年貢余剰米の形成の問題をたんに必要労働部分としてあらかじめ農民の手もとに形成されていたという把握、またその商品化の問題を自給経済＝体制の再生産のためのものとして固定的に把握しえない状況を考えなければならなかったように思われる。とくに、歴史具体的にはすべての米作農民が米の商品化を実現しえたものと考えすることはできないし、事実後述するように下層の農民層は幕末にいたっても、やはり山田龍雄氏の指摘されるような窮迫販売的性格の農民層の存在のあることも評価しておく必要があろう。またこのばあい、年貢余剰米の形成とその商品化の問題は、それ自体の商品化の問題ではなく、他の農産物や畜産物、林産物などの商品化の発展の中で位置づけられて考えられるものである。したがって自給経営における農具の購入は、たとえば馬耕や自給肥料から脱しつつ金肥を導入するといった生産力条件の発展*、あるいはまた牛馬の飼料を購入するといった状況は、やはり農民経済の発展の問題として考えられなければならないだろう。そして、年貢余剰米の形成とその商品化が、農民層のいかなる階層にまで形成され、現実に商品化されていたか、そして地主制の生成の基礎となるといわれるとき、小作農層にも年貢余剰米が形成されていたことを示すことであろう。とりわけ、大石氏のいわれるごとく、小作農の必要労働部分としての米は自己の経営を再生産するために商品化されるとすれば、地主の収取する小作米は必要労働部分をこえた、まさに剰余労働部分でなければならないからである。

* ここで東北諸藩における水稲生産力条件の発展の状況についてみておけば、つぎのようであった。まず、馬耕は幕末期において、仙台藩および津軽地方において使用されたとみられ²⁾、南部藩盛岡以南の

第1表 油かすの販売状況(弘化2年)

月日	村名	氏名	数量 (玉)	価格 (文)	月日	村名	氏名	数量 (玉)	価格 (文)
1. 9	下飯岡村	弥市	45	5,000	5. 3	新田村	与吉	10	1,250
2. 18	?	定市	5	550	5. 2	新田村	治太郎	24	3,000
2. 29	栃内村	源藏	9	1,000	5. 24	黒川村	小次郎	8	1,150
2. 30	本宮村	善助	45	5,000	6. 1	"	藤藏	1	110
3. 9	"	仁助	6	775	6. 13	下飯岡村	多治郎	3	510
3. 14	間野々村	駒藏	5	625	6. 16	本宮村	孫兵衛	?	615
3. 14	安庭村	春松	5	625	6. 23	工地本	仁太	4	680
3. 19	手代森村	長之助	25	3,000	8. 13	上飯岡村肝入	孫右衛門	13	2,145
4. 3	下鹿妻村	善九郎	20	2,222	8. 23	大工丁	酉藏	1	150
4. 8	猪去村	岩松	20	2,225	12. 21	向中野村	佐兵衛	24	5,250
4. 14	三本柳村	仁兵衛	5	625	12. 27	野田村	惣助	70	—
4. 3	間野々村	弥助	6	660	12. 28	下太田村	村平	5	—
4. 25	高田村	善之助	20	2,300	12. 30	?	肝入	28	—
5. 3	新田村	十兵衛	48貫目	5,000	12. 16	野田村	福松	41	—

注 高田家文書「米穀仕切帳」による。

- 1) 服部之総『維新史の方法』(著作集第1巻, 1967年, 理論社) 11頁。
- 2) 森嘉兵衛『近世奥羽農業経営組織論』(1953年, 有斐閣) 53, 82頁。

「十数里の地」¹⁾でも犁耕の使用が推定される。金肥についてみれば、紫波郡煙山村高橋家(地主)は文化2年(1805)以降から油かす、荳かす、文久2年(1863)から石灰を使用している²⁾。油かすの購入状況を弘化2年(1845)の高田家の資料によってみれば第1表のごとくである。この表から、油かすが盛岡以南の水田地帯に相当程度の深さで普及していたことが看取しうる。その程度は中農層をも含むものであったと推定される。

〔三〕 封建農民の手もとに形成された年貢余剰米の商品化とその流通は米穀商人を流通担当者として展開されていることをみたとき、農民米の商品化の拡大の問題は商人米市場の拡大、発展の問題として考えられるわけである。つまり、農民米が広範に商品化されるためには、それだけ農民米の需要が増大していなければならないが、その市場は領主米市場をきりくずして拡大する商人米市場の発展によってもたらされたものである。農民米が現実商品化される流通機構は在町あるいは市日などでの在郷商人への販売、庭先での米穀仲買商人への販売、あるいは都市での町方米穀商人への販売としてまずあらわれ、これらの商人から産地米穀問屋のもとに集荷されて、江戸の地廻問屋に依託販売するといった分散過程をたどる*。もっとも全国市場に流通しないで、領内市場に流通する米穀もある。こうした領主米流通と対立する商人米流通機構の形成と発展の問題は別の機会にゆずり、ここでは、商人米市場がどの程度の発展を認めさせていたか、という点について概観しておくだけでとどめたいと思う。

* 奥州からの商人米の流通は、いっばんに生産者—産地米穀問屋—江戸地廻問屋—米仲買—春米屋—消費者というコースをたどっている。さきにのべた仙北地方小牛田の米穀商人門田屋の江戸市場への流通についてみれば、生産者—(給人)—産地仲買—門田家(産地米穀問屋)—石巻地廻問屋(仲継宿)—銚子仲継地問屋—江戸地廻問屋—米仲買—春米屋—消費者というコースをたどっていた。

まず、領主米流通を基調とした江戸時代における米穀市場の構造を、中井信彦氏のすぐれた見解³⁾によってみると、それは幕藩制的な社会的分業としての武士、町人、交通業者および鉱業者の農業からの分離によって作り出された市場関係、および自然的条件による漁業地帯とか水田地帯といったごとき地理的分業にもとづく市場関係として考えられている。こうした市場への米穀の流通の基本的な形態は、領主米流通であるわけだが、中井氏は、米納地代制のもつ流通のメカニズムとして、つぎのように把握される。すなわち、領主は「最も商品性の高い米という農業生産物を龐大な生産費を投入して増産させ、僅かな飯米部分を残して、農民から地代としてこれを現物で取立てることによって、生産者たる農民を流過程から切り離し、生産力の大きさに規定される領内における社会的分業と自然条件が作り出す地理的分業関係とを、地代として取立てた米によって回収する」といわれる⁴⁾。ここで領主米の市場構造について論及しえないが、基本的には中井氏の指摘されるごときものとして把握されるものと考えられる。しかし、幕末期には、こうした市場構造のもとで、商人米の流通の拡大によって、領主米市場がたえずきりくずされ、米納地代制のもつ流通メカニズムが、商人米市場の拡大によって、たえずおびやかされていることもまた認められるのである。

その指標を江戸市場における領主米量と商人米量との流通量の比重でみると、文久2年から元治元年(1862~1764)までの3ヶ年平均における領主米および商人米はそれぞれ50%であっ

1) 古島敏雄『近世日本農業の構造』(1963年第2版, 東京大学出版会) 304頁。

2) 森嘉兵衛『前掲書』132~133頁。中村吉治編『村落構造の史的分析』(1956年, 日本評論社) 62頁。

3) 中井信彦『前掲書』166頁。

4) 中井信彦, 同前, 166頁。

た。すなわち、幕府払米約53万俵、仙台、南部、津軽、一ノ関、相馬などの諸藩の江戸払米約48万俵、領主米合計約110万俵。これに対して、東北、関東地方からの地廻米（武州、上総、下総、常州、奥州、相州、上州）が約104万俵、大阪方面からの下り米約5万俵、商人米合計約109万俵であった¹⁾。領主米流通量の比重の低下傾向は、諸藩のばあいについてもあきらかに指摘できる。たとえば本石米をもつ仙台藩では文久2年約25万俵であったが、元治元年には約12万俵に半減²⁾。南部藩のばあいは天保11年（1840）8.7万俵（うち1.7万俵は領内農民からの買米とみられる³⁾）から文久2年には津軽、一ノ関の諸藩を合せて8.5万俵にすぎなかった⁴⁾。諸藩の江戸廻米量の縮小傾向はあきらかであろう。さらに、領主米の領内流通も、たとえばさきに指摘した南部藩土沢町周辺の農村にみられたように農村米穀商人の出現によっていよいよ圧迫されるものとしてたちあらわれている。盛岡城下町方米穀商人高田家のばあいも、後述のように水田地帯の農民から集荷した米穀を三陸漁業地帯に販売するにいたっている。また仙台藩の仙北地方でも米穀仲買人の発生と米穀問屋の活動により、たとえばさきに指摘した米穀問屋門田家はすでに享保期に仙北地方の農民から集荷した米穀を、銚子あるいは江戸に販売するほか、石巻でも地払し、これをさらに三陸沿岸地方に輸送され、漁民に販売されていたことをみても、商人米市場はより一層深く拡大していったものとみられる。

以上のべた事例からみて、領主米市場は商人米市場と競合関係にたちながら、商人米流通量の増大（それだけ農民米需要の増大）によって、たえずきりくずされていると考えられる。他方、領主米市場としての比重の高い酒造業原料としての米の供給も、幕末期には一定の後退を示していたとみてよい。それは、第一に酒造業を中心とした醸造業の発展による酒造米の増大によって。第二に商人米の酒造業への市場拡大とによって。維新前における醸造業の比重の大きさとその発展は、たとえば18世紀における西摂地方の農民米の商品化を促進させた条件とみられている⁵⁾。江戸時代において、酒造業は幕府および諸藩で統制するところであり、かつまた酒造米を統制することによって米価を調節しえたほどであったから⁶⁾、領主による酒造米の統制のもとでの酒造業の経営は不安定なものであったであろう。こうした条件を克服するために、農民米を必要としたであろうし、安定的に酒造米を確保するために米穀商人による供給をむしろ必然ならしめたものとみられる。仙台藩の事例でみるに、仙北地方の代表的酒造業鎌田家は米穀仲買商人的性格をもつ岩住家と緊密な連絡のもとで酒造米を確保していた。それは酒造米確保を目的としたとみられる米穀買入資金の前貸を岩住家に与えてもいたほどの関係である⁷⁾。南部藩の事例では、これも高田家のばあいで見ると、購入した農民米の一部を盛岡城下の酒造業者にも販売しているのみならず、酒造業者にたいして、米穀を貸し与えてさえいた。

借用始末之事⁸⁾

一、御蔵米五拾駄也

1) 鈴木直二『増補江戸における米取引の研究』（1965年、柏書房）227頁。

2) 鈴木直二、同前、224～225頁。

3) 『盛岡市史』第3分冊2、近世期上、148頁。

4) 鈴木直二『前掲書』224～225頁。

5) 矢木哲浩『前掲書』84頁。

6) 本庄榮治郎『復刻徳川幕府の米価調節』（1966年、柏書房）217頁以降。および須々木庄平『堂島米市場史』（1940年、日本評論社）137頁。

7) くわしくは『小牛田町史』上巻（1970年、同編集委員会）380頁以下。

8) 盛岡市高田家文書。

右之通要用＝付借用仕候処実正＝御座候。御返済之儀ハ来ル十月中御蔵米を以御渡可申御約定相違無御座候。右米借用仕候＝付、拙店与里金百兩御用立月壹割＝歩五厘利付ヲ以当十月中御渡被下候筈、御申定相違無御座候。為念米借用始末仍而如件。

慶応二年寅七月

井筒屋伝兵衛 ㊦

米屋孫助殿

これは、酒屋井筒屋伝兵衛は高田家から米50駄（100俵）を借用したが、高田家に逆に金100両を貸している。ここにも酒造業者と米穀商人との取引関係を看取することができるのである。こうした両者の関係は、幕末期においては一層の発展をとげたものとみられるのである。その発展形態は、酒造業者自身が土地集積をおこない不足した酒造米を小作米によって確保するという方向に発展することに示されよう。つまり自から「地主的性質をもつにいたる必然性」を持つのであり、それはまさに「徳川封建制下に蟠居せし零細耕作農奴寄食の高利貸本、寄生地主の屈強な一支点」¹⁾たることを必然化せしめるにさえたのである。

Ⅲ 町方米穀商人高田家の農民米購入の構造

〔一〕 以上の検討から、近世中期以降において、とにかくも、年貢余剰米が農民の手もとに形成されていること、またそれを農民が実際に商品化している事情、さらには幕末期には商人米流通の発展と市場の拡大に対応して農民米の需要が増大しつつある状況についての若干の考察を加えてきた。しかし、以上の考察のみでは、年貢余剰米が剰余労働部分の所産として、上層農あるいは地主層のみならず中農層あるいはそれ以下の小作農層までも含む農民層を深くとらえるほどに、すなわち文字どおりの年貢余剰米として農民のもとに形成されているとはいえず、したがってまたそれが中農層をも含む農民が農民米として米を市場に投下して商品化していることを意味するものとして理解しえないのである。こうした点の解明はいざんとして不十分なままであるといわねばならないし、またこうした点の解明なくして、たんに年貢余剰米が形成され、それを商品化しているというだけの指摘のみでは、以上のべてきた事実が農民経済のいかなる発展を示すものとして考えることができるか、という課題を解明しえないからである。しかし、はじめにもべたとおり、個別的な農民経営の資料によって農民諸階層にわたって米の商品化の状況を分析することは、資料的制約のために、困難である。そこで、こうした制約のもとで、当面の課題の解明のためのひとつの接近の方法として、米穀商人の農民米の購入状況を検討すること、すなわち米の商品化を実現している農民諸階層を農民の米穀の販売規模、販売時期などの取引状況から検討することによって、課題の解明へのひとつの手がかりをうることができるように思われる。

このような視角から、以下において盛岡城下六日町の米穀商人高田孫助家の事例をとりあげ、高田家の農民米の購入の状況の分析、したがって高田家をめぐる農民の米穀の販売の様相について、具体的に検討を加えることとしたい。

ところで、この小論では高田家をめぐる市場構造の一端としての米穀の集荷過程における農民米の購入という側面にのみ限定したために、米穀商としての高田家の全体像、および高田家

1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』（1949年第5刷改定版、岩波書店）10頁。

の作り出している市場構造の総体的把握が困難であると思われるので、以下においてその概要をのべておこう。もともと高田家は油商であったのであるが、ほぼ天保期(1830~1843)から米穀も取扱うようになり、しだいに米穀商としての比重を高め、弘化期には油商としてよりもむしろ米穀商としての地位を確立するにいたった、とみられる。高田家の米穀商としての盛岡城下における地位も幕末・維新时期には中位にあったものと思われる。第2表は盛岡藩が慶応4年および明治2年に、盛岡城下の主たる米穀商人から米穀を無利子で借上げしたときに対象となった商人および借上げ米穀量を示したものである。このとき米穀の借上げの対象となった商人のうちには、古手商、綿商、漁商というごときを兼営する商人も含まれており、高田家もやはり油商を兼営する米穀商人であった。このことは、この期の米穀商人の性格の一端を示すものとして、注視しておきたい。高田家が藩に貸上げた米穀量は両年度合計で玄米150駄(300俵)と粳2石4斗5升3合であったことからみて、中位の地位にあった米穀商人と思われるのである。

第2表 米穀商人高田家の位置
—明治初年藩借上米一覧—

住 所	氏 名	職 業	借 上 量(駄)	
			明 治 元 年	明 治 2 年
仙 北 丁	好地屋 与平治	米 屋	70.0	100.0
	槌屋 嘉兵衛	古 手 屋	* 20.0	200.0
油 花 屋 丁	穀物屋 重助	米 屋	50.0	32.0
茅 丁	茂助		90.0	100.0
着 〃 丁	万助	米 屋	100.0	100.0
〃 丁	大黒屋 庄八		130.0	150.0
〃 丁	永田屋 宇太郎	綿 屋	100.0	170.0
六 日 丁	高田屋 孫助	油屋, 米屋	50.0	100.0
紺 屋 丁	小野 伝兵衛	(油屋?)	100.0	200.0
	伊助		80.0	100.0
呉 服 丁	村井 市左衛門		100.0	180.0
	平野 治郎兵衛		120.0	200.0
鉾 屋 丁	宮野屋 善六	肴 屋	50.0	30.0
	井筒屋 清兵衛		100.0	195.0
? 丁			* 120.0	2斗3升3合
				3夕8戈
十 三 日 町	万四郎	(米屋?)	20.0	50.0

注1 『慶応4年御借上米穀証文留』『旧盛岡藩米穀借上追加取調帳』(岩手県文書)により作成。

2 *は大豆である。

高田家は、油屋から出発して、しだいに米穀商へと営業の比重を移動させ、米穀商人として幕末期には確立し、明治末、大正期頃からは県外への米穀移出商としても活動をはじめたとみられる。しかし、こうした営業の具体的変化とその内容を明らかにする資料はない。いま高田家に保存されている断簡や手形類によって、油商から米穀商への移動の過程の経済的基盤についてみるとつぎのようであった。高田家は藩政中期頃には油屋のほか金穀貸付をも兼営して、その貸付対象は城下の下級武士が中心であった。最高12両程度までの金銭の貸付が中心

であったとみられる。その抵当は武士の切米、扶持米があてられている。あるいは返済方法は切米、扶持米証文を売却したときが多かった。高田家には現在23枚の武士への貸付手形が保存され、このうち17枚が以上のごとき性格の手形で、他は直接に扶持米、蔵米、米という現物形態での支払となっている。以上の事実から知られることは、当初は下級武士への金銭の貸付において、その支払方法および抵当が切米であり扶持米であったと、そしてその売却によって支払っていたが、それがしだいに現物形態への支払に変化しているのである。ここに高田家が米穀を取扱う端緒があったとみられる。城下の下級武士に対する金銭貸付の支払形態が米穀であったわけで、ほぼ天保期頃には手形に「米屋」と記載されるにいたったのである。また知行武士への貸付もおこなわれ、なかには知行地の一部を抵当に入れる武士もあった。あるいは知行地農民に借金の支払を代行させる知行武士もあったが、こうしたところから高田家は農民への貸付もおこない、土地を集積するようにもなった。天保期には飯岡村を中心に約40石の水田小作地をもっていた。小作米も約100俵程度を収取していたものとみられ、この過程で米穀商への変化をとげていったのである。

だから、高田家が購入する米穀の種類は城下の下級武士を中心とした切米、扶持米および近郊農村からの農民米であった。慶応4年（明治元年）では藩からの払下げ米の購入もあった。このほかに、もちろん金銭の貸付の返済としての米穀の集積もあったわけである。こうして集荷した米穀は、すでにのべたように、一部は城下の酒屋の酒造米として販売され、一部は城下の町民への白米小売りがあった。しかし、大部分は三陸漁業地帯へ販売されていたとよい。慶応4年に領主米200駄を払下げたときは、宮古御蔵米であった。農民米をもってしては三陸漁業地帯への供給が続かなかったものと思われる。

正月八日

山辺隣助様

宮古御蔵米貳百駄

御払 被仰付候ニ付、拝借始末之事

一、宮古御蔵米貳百駄

此代金 八百七十五両

右之通御払被仰付候ニ付、只今三百両上納、残金五百七拾五両米月十日限可奉納候。

為後日証始末奉差上候。以上。

慶応四年正月

六日丁 利 □

孫 助

御勝手方中様

こうした高田家の米穀市場の形成と発展は、その中心である三陸地方の漁業生産力の発展にともなう漁村構造の変化、とりわけ漁民層の独立と成長、漁業経営の発展にともなう漁業経営における可変資本部分としての漁夫の食糧購入の増大などに照応しているものとみられる¹⁾。

1) 三陸漁業地帯における漁民層の独立・成長および漁業経営の変化については、守屋嘉美「天保期の三陸漁村」（森教授退官記念論集Ⅱ『岩手地方史の研究』1969年、法政大学出版局）、岩木由輝『近世漁村共同体の変遷過程』（1970年、塙書房）参照。

高田家は三陸漁業地帯からは逆に漁油を購入し、これを城下の町人あるいは農民に販売もしている。また高田家は油かすを農民に販売していたことはすでにのべたとおりであるが、このほか、のちにのべるように米の精白過程でつくられるふすまは牛馬の飼料としてこれも農民に販売されている。米穀商人高田家はほぼ以上のべたごとき営業内容と性格のもとで、米穀市場が形成されていったものと考えられるのである。

〔二〕 高田家の米穀取引の内容を分析しうる資料は「米穀仕切帳」であるが、これのうち、年間を通して分析しうるのは、弘化2年(1845)および同3年、慶応4年(明治元年)である。これ以前の時期のものは、手形類によって、断片的に知りうる程度である。この小論では、取引内容の具体的な分析が可能な弘化2年および明治元年の事例をとりあげ、農民からの米穀の購入に限定して分析を試みたい。このように限定したのは、米穀の商品化を実現している農民層の性格(その階層性)を解明することに、ひとつの力点がおかれているからにほかならない。

高田家が米穀をどのような性格の人々から購入しているか、まずその購入先をみよう。第3・4表は弘化2年と明治元年の月別購入先別の購入量をしめたものである。弘化期では武士からの切米、扶持米と農民からの農民米(この農民米の中に若干の城下の町人とみられるものからの購入も含まれていると考えられるが一文書記載のうえから明確に町人あるいは商人とみられる若干のものはあるが大部分は区別が判然としないし、その数量も多くはないので、いちおう農民米の中に含めて計算した。後述参照)とによって構成されている。明治元年では、藩からの領主米払下げがみられ、八戸領志和米の購入がみられる。その取扱量は、弘化期ではおよそ800駄余で、その圧倒的部分が農民米で占められ、武士米は全体の25%程度にすぎな

第3表 米穀購入先別数量(弘化2年)

月 別	購 入 先				合 計	
	武 士 米		農 民 米			
	駄	斗	駄	斗	駄	斗
1	25.5	2.470	12.0	26.600	37.5	29.070
2	3.0	—	18.5	10.500	21.5	10.500
3	1.0	0.925	9.0	—	10.0	0.925
4	1.0	0.925	10.0	—	11.0	0.925
5	13.0	0.500	10.5	8.700	23.5	9.200
6	—	—	48.5	2.000	43.0	2.000
7	1.0	0.925	11.0	14.500	12.0	15.425
8	1.0	0.925	9.0	13.500半俵	10.0	14.425
9	2.0	0.925	37.5	3.100	39.5	4.025
10	1.5	0.925	81.5	16.750半俵	83.0	17.675
11	11.0	3.850	171.0	54.650	182.0	58.500
12	141.0	3.000	198.5	19.400	339.5	22.400
計	201.0	15.370	617.0	169.700	812.5	185.070

注1 町米蔵米の合計である。

2 町米1俵の内実は3斗5升、蔵米1俵は3斗7升である。

3 高田家文書「米穀仕切帳」による。

第4表 米穀購入先別数量(明治元年)

(単位: 駄)

月 別	武 士 米	農 民 米	藩 払 米	志 和 米	合 計
1	224.0	91.5	355.0	—	670.5
2	154.0	40.0	5.0	—	199.0
3	33.0	16.0	—	—	49.0
4	93.5	4.5	10.0	—	127.0
5	33.5	23.5	19.0	—	78.0
6	29.0	4.0	—	10.0	43.0
7	47.5	6.0	—	100.0	153.5
8	31.0	90.5	400.0	—	521.5
9	20.0	28.0	—	100.0	148.0
10	24.0	56.5	—	—	80.5
11	98.5	60.5	—	—	159.0
12	68.5	34.5	—	—	103.0
{ 計	858.5	455.5	789.0	210.0	2,313.0
{ %	37.1	19.7	34.1	9.1	100.0

注1 駄以下は省略した。

- 2 志和米は大茂, 好亦, 伊勢屋六右衛門の3名から購入している。
- 3 藩の払米は宮古御蔵米, 盛岡城下新御米蔵とにわかれる。
- 4 前表に同じ。

い。この点からみても、高田家は農民米を中心とした米穀商人であったとってよいのである。明治元年では弘化期の約3倍の2,300駄余に取扱量が増加し、そのうち農民米が400駄余で弘化期よりも減少しているのに対比して、武士米が増加し、これとほぼ同量の米穀が藩から払下げられている*。

* 農民米の取扱量の減少と、武士米、藩からの払下米の登場に示される変化の持つ意味については今後検討しなければならない問題が含まれているように思われる。しかし、この変化は高田家の性格が町方米穀商人として特権化したことを示すものではない。

明治元年における志和米は、大茂, 好亦, 伊勢屋六右衛門らから購入しているが、その取引量からみてこれらの者は志和に在住する米穀仲買商人であったものとみられる。つぎの志和若宮の弥惣治の事例は、この間の事情を物語るものである¹⁾。

以手紙申上候。弥々残暑甚敷御座候……(中略)……先日者度々能上り種々御世話頂載仕毎度御厚情之段難有仕合奉存候。然者兼而御約束之米之義手詰ニ而御渡し申様無之候。只今有合之米御渡申候而も格段亘段も相違申候故、右御引立相揃候ハ々盆中ニも御渡し可申候。左様御承引可被下右米之儀何分此間御猶予被成下度偏ニ御願上候。且御上御拝借共願置候間、亘段落付ニ相成候ハ々私能上り万々御咄申上へく候。右旁御願迄如此御座候。以上。

七月十日

志和若宮 弥惣治

1) 盛岡市高田家文書。

米屋三助様

(傍点引用者)

この書簡から、第一に高田家との間に「兼而御約束之米之義」とあり、一定の契約取引をしている事情のあること、第二に高田家から資金の前貸しをうけている事情が看取される。以上の点から判断して、弥惣治は、志和に在住する高田家の米穀仲買商人とみられ、しかも「度々能上」るほどの密接な関係のあったことが知られよう。この書簡はおそらく弘化期以降のものとみられるが、志和米（これは産地名柄であって、農民米である）などのばあいは、米穀仲買商人をとおして農民米が商品化されているのである。しかし、盛岡城下近郊の農民のばあいは、直接に自分で馬に米穀を積んで高田家まで運搬し、そこで販売していた。

これらの農民が高田家に販売した米穀の種類は、米の性質からみればうるち米が大部分であって、もち米はごく少量にすぎない。このうち、新米、古米、あるいは打米、今挽米、白米などの区別も記載されているが、これもごく少量で、ほとんどが玄米である。この玄米は1俵あたりの内実のちがいでによって、町米と蔵米とに区別される。町米は3斗5升入、蔵米は3斗7升入であった*。

* 町米を小作米とみる見解もあるが、必ずしもそうはいえないと考えられる。あとでものべるように小作人自身による町米の販売がみられるからである。蔵米は領主米としても流通する米穀で、南部藩における米価の基準となる米穀であるとみられる¹⁾。また、従米切米（年2回渡す）、扶持米（月々渡す）は1俵3斗入、知行米は3斗5升入であったが、これらの切米、扶持米、地行米は寛文5年に蔵米に統一された²⁾。

第5表 米穀種類別農民米の購入量の変化

月 別	町		米		蔵		米
	弘	化 2 年	明	治 元 年	弘	化 2 年	明治元年
	駄	斗	駄	斗	駄	斗	駄
1	6.5	2.000	5.5	2.850	3.0	15.100	86.0
2	15.0	0.600	1.0	—	1.5	9.900	39.0
3	7.0	—	5.5	—	0.5	—	10.5
4	8.0	—	1.5	—	1.0	—	3.0
5	4.5	—	0.5	—	6.0	2.000	23.0
6	45.0	7.000	—	—	—	—	4.0
7	6.5	—	—	—	4.5	12.500	6.0
8	1.5	—	1.0	—	3.5	13.500	89.5
9	3.0	—	7.5	半俵	25.5	—	20.5
10	21.5	.500	0.5	—	59.0	—	56.0
11	87.0	6.100	1.0	—	78.5	52.650	59.5
12	134.5	3.500	4.5	1.000	35.5	13.900	30.0
計	340.0	19.700	28.5	3.850 半俵	218.5	119.550	427.0

注1 町米蔵米の判定のつかないものは蔵米とした。

2 うるち米、もち米の合計である。もち米は少量である。

3 前表に同じ。

1) 田中喜多美氏の御教示による。

2) 菊地悟郎『南部史要』（明治44年）121頁。

町米と蔵米との購入状況を第5表に示した。この表から弘化期には町米取引が多く、明治元年には蔵米取引が多いことが知られる。町米取引から蔵米取引へと取引規格の基準がしだいに変化していった事情を物語るものとみられるが、町米取引は大正期にも残存していたといわれ¹⁾、この地方の近代的米穀市場形成のおくれの反映を示すものであろう。町米価格は蔵米価格よりも安かった(第6表)。高田家の購入する米穀の月別変動は第3・4表でも知られるように、出来秋に集中し、端界期には減少しているごとく、米価もこうした米穀の供給の変動に対応して、米の不足する端界期に高く、出来秋に安くなるという変動を示す。第6表からもこうした定型変動を示していた事情の一端をうかがい知ることができるであろう。

第6表 盛岡市中米価(高田家購入価格)

(単位:文)

月 別	弘 化 2 年		明 治 元 年	
	町 米	蔵 米	町 米	蔵 米
1	4,000	4,000	24,000	25,000
2	3,800	—	23,000	23,000
3	3,800	—	25,500	26,000
4	3,900	4,000	20,000	26,000
5	3,900	—	—	29,000
6	3,920	—	—	35,000
7	3,650	—	—	34,000
8	5,300	—	35,000	35,000
9	5,200	—	28,500	28,500
10	4,400	—	—	21,000
11	4,000	—	27,000	29,500
12	4,300	—	28,000	28,000

注1 平均米価を示す。

2 高田家文書「米穀仕切帳」による。

〔三〕 高田家が農民米を購入している状況についての概略は、以上の検討から了解しえたものと思う。そこで、つぎに農民米が高田家に販売されている地域の状況、および販売者農民の数、農民の米販売規模についての分析、つまり農民米購入の構造的特質についてみることにしよう。

つぎの第7表は高田家に直接に米穀を搬出して、高田家に販売した農民をその出身村別に整理して表示したものである。この表によって、まず村数についてみれば、弘化期34ヶ村、明治元年16ヶ村という諸村に及んでいること、そしてその村々はほぼ盛岡以南の水田地帯の村々であることに注視されるのである。これらの村々から米穀販売に参加した実際の農民数は、前者141名、後者33名であるが、これに盛岡城下の者(商人あるいは町人も含む)、住所の不明な者を加えると、173名および61名に及んでいる。これらの村々のうちでもとりわけ多数の農民が米穀販売に参加している村々を弘化期についてみれば、長岡村27名、飯岡新田村14名、下飯岡村と太田村13名の順に多く、その他の村々は10名以下である。高田家と取引関係を結んでい

1) 沢田勝郎氏の御教示による。

第7表 米穀販売農民・町人の村別人数

(単位：人)

村名	弘化2年	明治元年	備考 頃の戸数	享和元年 頃の戸数	村名	弘化2年	明治元年	備考 頃の戸数	享和元年 頃の戸数
永井村	6			115	上田村	1			104
間野々村	1			49	黒川村	4			51
遠山村	2			45	郡山	1	1		—
上鹿妻村	2			77	仲田村(?)	3			—
下鹿妻村	4	1		34	湯沢村	3	1		65
上飯岡村	3) 8		49	手代森村	4			104
下飯岡村	13			109	乙部村	5			120
猪去村	2	1		31	安庭村	1			19
羽馬村	2	4		56	下川村(?)	1			—
新田村(飯岡)	14	7		—	白沢村	1			50
長岡村	27			99(東西計)	見前村	2			148(東西計)
太田村	13			227(上中下計)	野田村	1			127
栃内村	4	1		43	向中野村		1		66
志和太田	1			—	雫石村		1		185
宮手村	4	1		56	和味村	1	1		—
土橋村	1	3		43	新庄村		1		—
高田村	7			52	志家村		1		9
本宮村	7			56	盛岡城下町人	13	22		
三本柳村	3			60	不明	13	6		
北田村	1			44	合計	173	61		
犬吠森村	1			51					

注1 戸数は大巻秀詮『邦内郷村志』(南部叢書第5巻)による。

2 人数はのべ人数ではなく実人数である。

3 戸数で、東西にわかれている村については、その合計で示した。

4 前表に同じ。

る村々のうちでも、長岡村はその中心をなしていたわけであるが、この関係は明治以降にも続いていたようである。長岡村は盛岡の南東、北上川左岸に位置した紫波郡の水田地帯の一角を形成していて、明治42年の水田小作地率44.2%、畑小作地率20.9%、水田化率約50%であった。畑の割合が比較的多いのは、明治期以降北上川河岸の肥沃な砂質土を利用した都市向け野菜栽培が普及し、早い時期から自作農を中心とした小商品生産者としての発展がみられた。こうした村々の幕末期の生産構造の解明は、重要なのだが、ここで注視すべきは、長岡村という特定の村に高田家と取引した農民が多かったのは、なぜかという問題である。この取引関係は明治期以降も続いていたことなどからみて、おそらく米穀商人はそれぞれ特定の個定的な得意先をもつという伝統的取引関係に起因するものとみられる。したがって取引関係の少ない村々では他の米穀商人と取引関係におかれていたものと推察されるのである。このように考えるならば、弘化期の盛岡以南の「十数里の地」の水田地帯の農民、しかも多数の農民は米を商品化していたことが、もはや一般的な現象であったと理解されるのである。

そこで、これらの農民が、米を商品化しているとみると、その商品化の量はどのようであったか、つぎにみることにしよう。第8・9表は農民の米穀販売規模を月別および年間につい

1) 『岩手県統計書』(明治42年版)による。

第8表 農民・町人の米販売規模別人数（弘化2年）

（単位：人）

月別	規模別 (駄)	～1	1～2	2～5	5～10	10～15	15～20	20～30	30～50	50～	計
1		2	8	2							12
2		4	14	1							19
3		1	5	1							7
4		2	4	2							8
5		6	4		1						11
6			5	4							10
7		3	2	1	1						7
8		4	2	3							9
9		8	10	3	2						23
10		3	23	14	2	1					43
11		7	27	10	7	2	1		1		55
12		13	16	6	2	1	1	1	1	1	42
年 間		22	77	42	19	5	3	2	1	2	173

注 前表に同じ。

第9表 農民・町人の米販売規模別人数（明治元年）

（単位：人）

月別	規模別 (駄)	～1	1～2	2～5	5～10	10～15	15～20	20～30	30～50	50～	計
1		2	4	2			1		2		11
2			1	2		1		1			5
3		2	3	2		1					8
4		1	2	1							4
5		1	1	1							3
6				1							1
7		2		2							4
8		3			1			1	1		6
9		4	3	2	1						10
10		1	1	4	1	1					8
11		3	10	5	3						21
12		5	8	3	3						19
年 間		11	18	13	10	2	2	1	3	1	61

てその農民数をみたもので、月別はのべ人数、年間は実人数を示している。この表から、いずれの年にも共通していえる傾向は、年間販売量についてみれば最も米の商品化量の多い規模は一農家あたり1駄から2駄の範囲であること、そして2駄未満が全農民数の約50%を占めていることである。これについて、2駄から10駄までの農民は約30%、10駄以上は20%の割合である。そこで問題となるのは、この一農家あたりの年間米穀販売量の分布状況が、いったいそれぞれの農民層のどのような存在形態に対応したものとして把握しうるのか、という課題である。さしあたりここでは、すべての農家が水田経営のみをおこなっているという仮定のもとでこの問題を考察してみようと思うのである。

まず、第一に2駄未満層の農家の性格について。2駄未満層のうち、1駄未満層の米の販売

第10表 農民の米穀販売の事例（弘化2年）

〔その1〕 永井村三之助

販売月日	米穀の種類	販売量(駄)	販売価格	備考
2. 14	町米	1.0	両 0.20 文 300	
3. 28	米	0.5	2,500	300文渡
7. 5	町米	1.0	3,650	
9. 5	町米	1.0	5,200	うち300文かし差引渡
11. 16	蔵米	0.5		
12. 5	米	1斗5升		
12. 5	町米	1.0		うち2歩700文かし
12. 6	町米	1.5	6,150	ちう3歩かし
12. 15	もち米	0.5	2,250	うち1歩200文かし
12. 16	町米	1.0		うち480文、ぬか3俵、2歩と120文かし
12. 26			100	かし

〔その2〕 下鹿妻村藤兵衛

1. 8	日餅	6斗1升	3,843	うち3,500文かし
1. 10	町米	0.5, 2斗	2,900	
1. 15	蔵米	2斗	450	かし
6. 1				塩2升代1,625文かし 6月2日1,000文うけとり
10. 24	町米	0.5	2,224	
10. 25	"	2.0	9,050	俵8つかし、50文かし
11. 2				2歩かし
12. 9	蔵米	2.0, 6升		うけとり
"				ぬか1斗代130文かし、俵1つ16文かし
12. 10				俵2つ代32文かし
12. 15	町米	0.5	0.10 100	かし

〔その3〕 長岡村喜内（小作人）

2. 2				1,000かし
5. 22	町米	0.5	1,950	うち1,500かし代差引わたし
9. 25	小豆	2斗		うち900文わたし
10. 7	蔵米	1.0, 1升		預り米
10. 15	町米	1.0, 5升		
10. 20	蔵米	1.0, 2升		入穀受取
11. 7	蔵米	0.5, 1升5合		うけとり
"	町米	0.5	0.20 472	
11. 3	町米	1.5, 1斗7升		うけとり

注 前表に同じ。

が「窮迫販売」とみなしてよいのかどうか、という問題を考えてみよう。その販売量の零細性はあきらかであるが、その販売時期についてみれば、その大部分が出来秋に集中しているという特徴がある。若干の端界期の販売もみられるが、どちらかといえば青田売りの性格のもの

考えられるから、そこにギリギリの商品化とみられる点に留意すれば、余剰米の商品化とはみなしえない「窮迫販売」的性格が強くとらえられよう。さらに2駄層にまで広げて考えてみても事情はあまり変わらないと考えられる。この点を高田家との具体的取引内容について吟味すれば、この層の大部分の農民は年間に1回または2回程度の販売回数であって、その多くは高田家からの金銭の前貸しをうけ、その返済に米穀をもっておこなうといったような者が多いのである。もちろん、債務関係のない本来的な商品化を実現している農民も存在している。しかし、やはりその商品化の性格は「窮迫販売」的であり、したがって農民経済の自給的性格を変えることのない農民層とみられるのである。

第二に、2駄から10駄未満層の農家の性格について。いちおう中農層の米穀販売の状況とみられる。その商品化の性格は剰余労働部分の販売としての内容を強く農民経済の中にもつにいたっている農民層として把握されるであろう。以下、この点を吟味するために、8駄層の永井村三之助、5駄層の下鹿妻村藤兵衛、3駄層の小作人長岡村喜内の3人の事例について、その取引状況を表示したのが第10表である。永井村三之助のばあいからみれば、町米6.5駄、蔵米1俵(0.5駄)、米1俵と1斗5升、もち米1俵、合計8駄と1斗5升の米穀を合計10回にわたって販売している。販売価格の合計は計算しえないが、そのさいの高田家との取引関係をみれば、12月5日以降から12月26日にいたる5回は米穀の販売代金をこえて高田家から金銭の借用をしているが、他の5回はあきらかに販売代金を手中にしている(備考らんの「かし」「うけとり」は高田家からみたもの)。かりに販売代金をこえて借用しているばあいでも、たとえば12月16日の事例のように、牛馬の飼料としてのこぬか3俵を購入しているごとく、農業生産に必要な商品の購入により不足して借用に及んだばあいが多かったものと考えられる。三之助のばあいは、以上の事実からして、剰余労働部分の商品化とみることができよう。

下鹿妻村藤兵衛のばあいは、もち米6斗1升、町米3.5駄と2斗、蔵米2駄と8斗、合計5.5駄と1石6斗1升の米を販売している。その取引のうちには、高田家からの金銭の前借りもあるが、その金額はきわめて少い。塩、こぬか、俵の購入の状況からいって、生活必需品、生産資材の購入のための米の商品化であるという性格を看取しうる。最後に高田家の小作人の事例についてみよう。長岡村の喜内は高田家の小作人であったことは、10月20日蔵米1駄2斗を「入穀受取」あるいは「受取」と記載されていることから知られるわけで、このほかにも高田家は若干の土地集積により小作人を持っていた。喜内の小作面積はあきらかにみなしえないけれども、彼のばあいの米販売量は小作料を差引いた量となるから、米3駄と6升、小豆2斗ということになる。彼のばあいも、その取引内容からいって、窮迫販売とはみなしえないのみならず、小作人さえも剰余労働部分の商品化として米を販売している事実を注視したいのである。以上、若干の事例によって検討してきたが、2~10駄の米の商品化を実現している農民層の、その商品化の性格はあきらかに剰余労働部分の販売とみなしうることである。さらにその農民経済の性格について言及すれば、5駄以上の農民層は、その経済の中に小商品生産者的発展への展望を内包しうるような、すなわちいわゆる小ブルジョア化の方向への展望をもちうるような農民層の存在として、いちおう理解しうるような経済的基礎をもっているように思えるのである。

さて、第三に、10駄以上の農民層についてみよう。この10駄以上の層には、さきにものべておいたように、盛岡城下の商人とおもわれるものすべてが含まれている。第11表は10駄以上

第11表 農民・町人の米10駄以上販売者一覧

	米販売規模	農・町人別	住 所	氏 名	米販売回数	米販売時期(月)
弘 化 2 年	50 駄以上	{ 農	乙部村	長右衛門	2	11.12
	30 ~ 50		仙北丁	太平治	1	12
		{ 町	仙北丁	徳屋	1	12
	20 ~ 30		仙北丁	善太郎	1	12
		{ 農	材木丁	宇太郎	1	6
	15 ~ 20		下飯岡村	多治郎	3	10.11.12
		{ 農	栃内村	作右衛門	2	2.11
	{ 町		仙北丁	市太郎	1	12
		10 ~ 15	下飯岡村	徳松	2	11.12
	{ 農		}	〃	弥市	5
		新田村		十兵衛	3	10.11.12
		太田村		林平	6	1. 2. 8. 9.11.12
〃		久太		6	2. 5. 8. 9.11.12	
明 治 元 年	50 ~	{ 町	紺屋丁	米屋ノ勘助	3	1. 8.12
	30 ~ 50		?	伊助	1	1
		{ 農	?	宇助	2	1. 5
	20 ~ 30		赤穀川	利助	2	2. 3
		{ 町	長岡村	米吉	2	6. 8
	10 ~ 15		仙北丁	治右衛門	6	3. 8. 9.10.11.12
		{ 町	?	伊之助	4	2. 9.11.12
	?		万四郎	2	2. 7	
?	近助店	1	10			

注 前表に同じ。

の者について、その販売規模別に表示したものである。仙北町、材木丁、紺屋丁という盛岡城下の町名の者のすべてを商人としていちおう考えると、弘化期では13名のうち農民が8名、商人5名という割合となる。明治元年のばあいには住所の不明なものもあるので、以下弘化期を中心にみようと思う。農民のばあいについてみれば、米の販売時期は端界期を含むほぼ年間を通じてみられ、かつまた販売回数も比較的多いこと、また乙部村の長右衛門などのように出来秋に集中しているばあいではその販売量が大きいこと、そして高田家の記載では「買入」とあり、本格的に米を商品化していること、以上の諸点をあげることができる。こうした農民層の性格をいかに規定しうるかについては、すなわちその米が小作米の商品化であるか、それとも富農の経営から生じたものであるか、あきらかになしえない。これに対して、商人の米販売は、材木丁の宇太郎が6月に販売している事例を除く他は、すべて12月に1度の販売であるという特徴からみて、商人地主的性格が看取されるのである。もちろん高田家は「買入」と記載している。商人地主とみられるのは、このような大量の販売を一度におこなうという点にその根拠があるわけで、かりに米穀仲買商人として活動するのであれば、数度の米の販売は必然と考えられるからである。この点を農民のばあいについても考えうるが、乙部村、下飯岡村、新田村、太田村はいずれも城下盛岡には近距離の位置にあり、実際に多くの農民が高田家と取引をしているのであるから、仲買商人に販売しなくとも、商品化しうるという状況だったのである。乙部村のばあいは、盛岡と至近の距離にもかかわらず、高田家への米販売農民が少ないこ

とから、乙部村の長右衛門を地主あるいは米穀仲買商人とみることもできよう。もっとも煙山村の高橋家が仙北町の商人に小作米を販売していた地主であった事例は周知のとおりであるが、高橋家自身は農村の米穀商人としては存在していなかったり。これら10駄以上の具体的検討は、今後の課題であるといわねばならない。

もっとも、これらの農民層の中には地主も含まれていたものと考えられよう。

以上のごとく、農民層の性格づけには、農民経営の具体的検討を通して解明しなければならないのであるが、一応の見通しをうる目的で取引関係をとおして、検討してきたわけである。弘化期において、小作人層をも含む多数の農民が、自からの米を運搬し、高田家に販売している事実、またさらにそれらの農民層の多くは、より積極的に剰余労働部分の商品化として把握しうること、そして5駄以上層の農民経済を小ブルジョア化の方向にむかっの展望をもちうるものと考えられる農民層の存在形態としてみなしうるものである、といった諸点に注視しておきたいのである。すくなくとも、盛岡城下近郊の農村の弘化期において、このような性格をもった農民層の存在を確認することができるといえよう。

〔補論〕 これまで、米穀販売農民層の性格づけを、米穀のみを商品化しているという前提のもとで考察をすすめてきたわけである。しかし、現実の農民経済は米の商品化のみをその内容としているのではなく、農民経営の中には他の作物の栽培とその商品化も考えなければならないだろう。さらに馬などの商品化もあり、農民経済の内容はより高められていることに注視しなければならないのである。したがって、米の商品化の問題は、こうした諸商品の総体の中で位置づけてみる必要がある。

そこで、以下において、これも高田家への米穀の販売と同時に売買された他の商品について、その取引状況を見ておこうと思う。第12表は雑穀の農民の販売状況を示したもので、大麦、小麦、大豆、小豆、あわ、そばなどのほとんどの雑穀の販売のあることが知られる。こうした雑穀販売のばあいは、盛岡以北の一方井村方面の畑作地帯にまでその取引範囲が拡大しており、

第12表 雑穀の購入状況

種	類	弘 化 2 年		明 治 元 年	
		駄	斗	駄	斗
大	麦	—	3.200*	—	—
小	麦	4.0	23.050	—	—
大	豆	2.5	11.100	394.5**	19.200
小	豆	4.0	8.000	4.5	1.800
あ	わ	1.0	62.500	—	10.250
そ	ば	1.0	2.000	3.0	—

注1 * 焼野作四郎(武士)から1度だけ購入している。

** 木嶋(武士)から3月2日に364駄(341両1歩)、また3月7日に味噌用大豆として12駄(購入先不明)を購入している。

2 購入先村々は米とはちがって、岩手郡一方井地方にまで拡大している。

3 前表に同じ。

1) 中村吉治編前掲『村落構造の史的分析』800頁。なお、煙山村において、幕末期でも「一般農民層が仙北町まで米穀を販売に出かけたとは考えられない」(同800頁)といわれる点は検討の余地があるであろう。

第13表 なたねの購入状況

購入年月日	住 所	氏 名	重 量(斤)	容 量(斗)	価 格(文)
弘化 2. 6. 5	遠 山 村	惣 十 郎		2.000	
" 3. 5. 6	下 飯 岡 村	成田嘉右衛門		600	
" 3. 5. 27	志 和 太 田	重 三 郎		3.500	13,550

注 前表に同じ。

第14表 粒油の購入先一覧

購入年月日	住 所	氏 名	重 量(斤)	容 量(斗)	価 格(文)
弘化元. 9.18	材 木 丁	宇 太 郎		13.000	6,500
" 10. 1	" "	" "		25.000	13,000
" 10. 1	" "	" "		20.000	11,000
" 10.19	" "	" "		40.000	25,200
" 11. 9	" "	" "	18.000		17,600
弘化 2. 7. 6	遠 山 村	惣 十 郎		3.500	2,250
" 9.14	下 田 村	惣 長 七 助		10.100	—
" 9.28	?	松 之 助		4.800	—
" 10. 7	?	" "		2.000	—
弘化 3. 1.27	郡 山 村	興 吉		10.000	7,700
" 1.28	" "	" "		14.950	11,511
" 4. 6	大 吹 村	六 之 助		300.000	(32両 1,000)
" 5. 6	惣 門 村	倉 重 三 郎		1.800	—
" 5.27	志 和 太 田 村	重 三 郎		800	656
" 6.23	郡 山 村	興 吉 助		10.000	—
" 9.26	栃 内 村	武 助		2.100	1,344
" 10. 2	長 岡 村	惣 兵 衛 治 喜		5.000	3,250
" 11.10	仙 北 丁	与 平		45.600	29,620
明治元. 9.18	材 木 丁	角		20.000	(10両)
" 9.19	" "	" "		20.000	—
" 9.27	" "	" "		35.000	(15両)
" 9.28	" "	" "		40.000	(5両)
" 9.29	" "	" "		20.000	(40,000文)
" 10. 3	" "	" "		40.000	—
" 11.19	川 口 村	又 四 郎		10.000	38,000
明治 2. 9.22	材 木 丁	徳 松		20.000	146,000
" 9.28	栃 内 村	武 助		2.500	8,375
" 10. 3	?	?		2.800	11,640

注 前表に同じ。

畑作地帯の商品化の状況が推察されるのである。高田家が油屋でもあった関係から油の原料としての菜種の販売もみられる。遠山村、下飯岡村、志和太田村での菜種の栽培とその商品化があった(第13表)。おなじ油の原料でも、粒油と称される荏胡麻は第14表に示すように、多くの地域で栽培され、商品化された作物であったとみられる。この事実は米の商品化の問題を、こうした多様な農産物の商品化の状況のもとで正しく分析される必要があるわけで、米の商品

化はこれらの他の農産物の商品化を媒介として、あるいは他の農産物の商品化の基礎として実現しているものであることの理解は重要であると思う。

農産物のほかにも、この地方の特徴としての馬の商品化のもつ意義は高いものであったとみられる¹⁾。第15表は馬などの畜産物の商品化を前提するものとしての、その飼料であるこぬか

第15表 こぬかの販売状況(弘化2年)

月 日	村 名	氏 名	数 量(斗)	価 格(文)
2. 20	長 岡 村	長 右 衛 門	3.000	300
4. 17	黒 川 村	藤 藤 藏	4.000	400
4. 18	新 田 村	治 太 郎	8.000	800
5. 17	〃	与 吉 助	1俵	400
5. 20	〃	又 之 助	2.000	200
6. 11	手 代 森 村	長 之 助	—	(300不足)
6. 12		小 向 伴 六	1.000	100
6. 13	下 飯 岡 村	多 治 郎	1俵	400
6. 16	大 ガ 生 村	—	—	(100かし)
6. 17		小 向 伴 六		(200かし)
8. 19	三 本 柳 村	金 次 郎	4.000	—
9. 27	さ の 上	長 助	8.000	(180かし)
9. 27	?	治 兵 衛	片馬	440
9. 15	本 宮 村	久 藏	2.000	220
10. 1	高 田 村	酉 藏	8.000	880
10. 5	新 田 村	治 太 郎	4.000	440
10. 7	長 岡 村	平 藏	1.000	110
11. 1		小 向 伴 六	3.000	390
11. 16	新 田 村	与 吉 助	1.000	130
11. 19	〃	治 太 郎	1.000	130
11. 25	〃	〃	4.000	520
12. 11	〃	〃	2.000	260
12. 8	本 宮 村	久 藏	4.000	500
12. 9		成 田 嘉右衛門	4.000	500
12. 9	下 飯 岡 村	藤 兵 衛	1.000	130

注 前表に同じ。

の農民の購入状況である。これも米の商品化をとおして農民によって高田家から購入されているものであることをみたととき、米の商品化は馬などの商品化をとおして、さらに確実なものとなっているとみることができる。米の商品化の問題をこのような諸商品の生産と販売との関係でこそ正しく把握されるものと考えたとき、その農民経済の性格を小ブルジョア化の方向にあったものと把握することを、なんらさまたげるものではないであろう。このばあい、西日本では、とくに西摂では稲作と菜種作というように、より地帯形成が明確であり、農民経営もそれだけ、専門化していること、したがってその商品化も18世紀末には中農層をもとらえるほどに

1) 佐藤正「勸農牧畜政策と自由民権運動の対応」(森嘉兵衛教授退官記念論文集Ⅱ『岩手地方史の研究』1969年、法政大学出版局)。馬産において、小ブルジョア経済の展開を幕末期において積極的に評価するという佐藤氏の見解は注目すべきである。

本格化しているのに対比して、東北地方、とくに盛岡近郊のばあいには農民経営は複雑であり、その商品化の程度も多様であったから、米穀を中心とした商品作物栽培とその商品化もおくれ、19世紀の中葉期ころから、しばらく中農層をもとらえるにいたったものと考えられるのである。

IV む す び

以上、高田家の農民米取引の状況についての若干の分析を試みたが、盛岡以南の水田地帯では、ほぼ享保期頃から年貢余剰米の形成の事実を確認することができ、またこれを基礎とした農民の米の商品化の状況があった。弘化期の盛岡近郊の水田地帯について高田家との取引関係に示される農民の米の商品化は、小作農層も含むものであったし、中農層の米の商品化の性格は剰余労働部分の商品化と考えるほどのものであるといえよう。もっとも、米の商品化は他の農産物の商品化をとまっていたから、これらの農産物の商品化を米の商品化の前提あるいは米の商品化を基礎として展開しているとみるとき、米の商品化の問題は農業経営の多様な作物体系の中で考えられなければならないであろう。したがって、中農層以上の米の商品化をもつ農民層は、一定の農民経済の発展が考えられ、その性格は小ブルジョア化の方向、あるいは小ブルジョア化への展望を農民経済の中にはらんでいるほどの発展を示していたとみてよいと想定されるということである。そして、こうした状況を地主制の生成の前提あるいはその基礎として考えなければならないと考えるのである。

しかし、その分析方法からくる限界性、つまり米穀商人の市場関係=このばあい農民米の購入状況から推定しているという限界性がある。そのために、この状況は個別的農民経営の具体的な分析によって、どうしても確かめられなければならないのである。そのうえで、さらに検討されるべきであると思う。この意味で、それは米穀商人高田家の商人米市場の一端を事例的に提示しているにすぎないものであるから、以上の要約的記述は、あくまでも一応の見透しとしていえるほどのことである。このかぎりにおいて、この小論は不十分であり、全くの準備的考察にすぎない。また米穀商人の具体的存在形態の分析、とくに米穀商人の展開過程やその流通の機構と価格形成、商人米市場の具体的な拡大と領主米市場との競合・対抗の側面の分析など、すべて今後の課題であるといわねばならない。

(附記) 本稿作成にあたり、佐藤正氏からは多くの有益な問題指摘と御教示をいただいた。早坂啓造氏からは資料調査のうえで御協力を得た。文書所蔵者高田孫助氏は資料の長期間の間覧を許された。附記して感謝の意を表す。